

国際保健規則(IHR(2005))に基づく我が国連絡窓口の活動内容について

(平成30年～令和元年)

1. 世界保健機関 (WHO) との間の情報共有

国際保健規則に基づき、加盟各国は国内で発生した「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態 (PHEIC: Public Health Emergency of International Concern)」に該当する可能性がある事案についてアセスメントを行い、必要時は世界保健機関に通告を行う。通告された情報は、各国の公衆衛生当局のみがアクセスできる事案発生情報ウェブサイト (EIS: Event Information Site) に掲載され、IHR 加盟各国に共有される。

2018年にEISに報告された事案は62件あり、随時国内関係者に伝達している。昨年度、日本からは、2018年5月に麻疹、2019年1月に風疹の報告を行っている。

2. 他の IHR 国家連絡窓口 (NFP) との間の個別情報交換

他国のNFPとの間で、結核、麻疹等の感染症患者の国際渡航等に関する情報交換を常時実施している。

3. 訓練への参加

毎年WPROが加盟国の連絡窓口 (NFP) を対象として行っているIHRコミュニケーション訓練 (IHR Crystal Exercise) に今年も参加。昨年度は、12月に開催され、WPRO内の仮想国において生物テロが疑われる感染症が発生し、仮想国で感染した者が各国内に入国したとのシナリオの下、WHOとの連絡調整やWHOへのIHR通報を行う訓練が行われた。

4. IHR 合同外部評価の実施

WHOは、国際保健規則が求める健康危機への基本的な対応能力を強化する目的で、2016年より「合同外部評価 (JEE; Joint External Evaluation)」と呼ばれる外部評価制度を導入。IHR加盟各国は自主的に本制度を利用可能。(2019年5月8日現在、96か国が実施済、29か国が実施予定)

日本は、2018年2月にJEEに参加し、評価を実施。(評価結果についての詳細は資料6、参考資料4を参照。)